

記 入 上 の 注 意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ教育委員会に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申込み場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 「入園児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付け、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「入園希望欄」は、希望する保育の形態欄に○印を記入して下さい。
 - ・保育所希望の方は、下記の基準を満たしていることが必要です。
 - ・幼稚園希望の方は、預かり保育の希望の有無欄にも○印を記入下さい。
- 3 「保育の実施を希望する期間」には、
保育所については、小学校就学始期に達するまでの4の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
幼稚園については、小学校就学始期に達するまでの希望する期間について記入して下さい。
- 4 保育所を利用できる基準は、下記の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、()内に両親(両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者)が下記の表の①から⑧までに掲げるいずれかの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。
なお、具体的な状況を確認できる書類があれば併せて添付して下さい。
- 5 「入園児童の世帯員」の欄は、入園児童本人以外の入園児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。)及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で入園児童の他に保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している者がいる場合は、当該施設名、所在地及び電話番号を「備考」に記入して下さい。
なお、保育料の決定のために必要な書類を併せて添付して下さい。
- 6 こども園への入園については、
 - ・入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
 - ・希望者が多数いるため入園できない場合
 - ・入園できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご了承ください。
- 7 世帯の認定と保育料について
 - ① 祖父母等については、住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居となります。
 - ② 保護者に前年の収入(所得)がない場合は、同居している祖父母など生計維持者の収入で計算します。(住民票上の世帯区分ではないため、世帯分離をしていても同居していれば祖父母等を生計維持者とします。)
 - ③ 児童の年齢は、年度当初で判断し、それ以降に誕生日を迎えても、その年度の保育料は市町村民税の更正等がある場合を除き変わりません。

保育所入園資格

保育所に入所できる児童は、その家族が次のいずれかの事情にある場合です。

- ①就労
- ②妊娠、出産(産前8週前から産後8週まで)
- ③保護者の疾病、障害
- ④災害復旧
- ⑤求職活動
- ⑥就学
- ⑦虐待やDVのおそれがあること
- ⑧育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

上記の要件に該当して保育を必要とする小学校就学前までの児童が入所対象となります。
また、勤務時間等により7時30分からの保育及び16時以降の保育・土曜保育が必要な方は面接時にお申し出下さい。